

介護保険料減免のお知らせ

介護保険料は、40歳以上の国民全員が納めなければならない保険料です。

特別な事情がないのに滞納すると、介護サービスにかかる費用負担に制限がかかります。

ただし、保険料の納付が困難であると認められる場合は、申請により保険料について減免措置が受けられる場合があります。詳しくは下記お問い合わせ先にてご確認ください。

【対象者】下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。(生活保護基準に該当する場合)

申請に必要なもの	①に該当する場合	・消防署、警察署、保険会社からのり災証明書等
	②に該当する場合	・医師の診断書
	③に該当する場合	・休廃止していることを証明するにたりる書類、失業保険受給証明書
	④に該当する場合	・不作、不漁等については、これを証明するにたりる書類
	⑤に該当する場合	・印鑑（認印可） ・年金支給通知書等（年金額が確認できるもの） ・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳 ・有価証券 ・身体障害者手帳 ・加入している健康保険証 ・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの ・資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書。町役場にて発行しています）

【お問い合わせ先】 ○ 沖縄県介護保険広域連合 会計課 TEL 921-7802
〒904-0197 北谷町北谷2丁目6番地2

○ 嘉手納町役場 福祉課 社会福祉係 TEL 956-1111 (内線186)

選挙管理委員会からのお知らせ

嘉手納町議会議員の任期満了（平成21年1月25日）に伴う選挙の日程が決定いたしましたのでお知らせします。

1. 投票日 平成21年1月18日（日） 2. 告知日 平成21年1月13日（火）

【お問い合わせ先】 嘉手納町選挙管理委員会 TEL 956-1111 (内線167)